

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

当局より、交流推進課長、増田功君の欠席届けがありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可します。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎決算特別委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、認定第1号、認定第2、認定第2号、日程第3、認定第3号、日程第4、認定第4号、日程第5、認定第5号、日程第6、認定第6号、日程第7、認定第7号、日程第8、認定第8号、日程第9、認定第9号までを議題とします。

認定第1号から認定第9号までは、決算特別委員会に付託してありますので、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、山岸国夫君。

山岸国夫君。

○決算特別委員会委員長（山岸国夫君） 決算特別委員会審査報告をいたします。

本特別委員会に付託された議案について、審査の結果を会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

決算審査にあたっては、予算を議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に予算執行されたか、その執行によって最大限の効果が發揮できたかを主眼にして審査した。

1、認定第1号 令和6年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定について。

審査結果。本件については次の意見を付して原案のとおり認定すべきものと決定した。

交流促進センター等管理等委託料について。交流促進センター等の管理等委託料は、本決算年度、令和6年度において前年度比で大幅に増額したにもかかわらず、期待された効果は確認できない。さらに施設の管理・運営は深刻な状況にあり、このまま現状を継続すれば施設の破綻を招くおそれがある。したがって、現状を的確に認識し、早急に改善策を講ずること。

委託料及び補助・負担金について。委託料に加え、補助金・負担金についても昨年度比で

増加しているが、その費用対効果が明確に示されていない。これらの経費については、単なる目的別の説明に留まらず、その性質や効果を数値や実績とともに具体的に明らかにすることが求められる。予算・決算審議に際しては、議会が十分に検討できるよう、丁寧かつ詳細な資料の提出と説明を徹底すべきである。

2、認定第2号 令和6年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

3、認定第3号 令和6年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

4、認定第4号 令和6年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

5、認定第5号 令和6年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

6、認定第6号 令和6年度只見町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

7、認定第7号 令和6年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

8、認定第8号 令和6年度只見町簡易水道事業会計決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

9、認定第9号 令和6年度只見町農業集落排水事業会計決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 委員長報告は終わりました。

認定第1号から採決を行います。

認定第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定1号については、委員長報告のとおり認定するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定2号については、委員長報告のとおり認定するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決定しました。

続いて、認定第3号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定3号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤孝義君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 8番、山岸国夫です。

反対討論です。

私はこの後期高齢者医療特別会計。これについて一貫して、この間、予算・決算、反対してまいりました。

これの大きく反対する理由は、75歳以上の高齢者を境にして医療費の保険料を決定するというところにあります。これの大元は、国の制度と、そして広域化によるものでありますけれども、しかし、実際に保険料を納めるのは町民であります。したがって、町民の、今、75歳以上の置かれている人達の現状、どうか。そういう点では朝日診療所の会計見まして、国保の加入者、それから一般の会社に勤めている方や公務員の方などの医療費。これを

比較しても 3 倍から 4 倍に近い診察を受けている中身になっております。それだけ高齢者にとっては医療費への支出が大きくなっています。国は受益者負担を求めて、医療費が大きくなれば、それに見合う保険料も増えていく。問題は国がもっとお金を出して、国民の命と健康を守るために負担軽減を図るべきであります。それをしておりません。したがって、国民、町民の負担が増える中身という、この制度であります。

私は国がもっとお金を出して安心して住める、そういう状況にするのが国の役目だと思います。この保険料については、後期高齢者医療制度そのもので、広域化の下で、広域連合の中で保険料は算定されております。町はその結果に基づいて納付金額と診療報酬を払うという中身になっておりますから、町はただ単に金の出し入れだけかなというふうに私は感じております。

そういう意味で、この制度そのものが町民に大きな負担を強いる。そういう点から、この後期高齢者医療特別会計についても反対をいたします。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから認定第 4 号 令和 6 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

認定第 4 号については、委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

したがって、認定第 4 号は認定することに決定しました。

次に、認定第 5 号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定5号については、委員長報告のとおり認定するにご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定することに決定しました。

続いて、認定第6号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定6号については、委員長報告のとおり認定するにご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定7号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定することに決定しました。

続いて、認定第8号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定8号については、委員長報告のとおり認定するにご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定することに決定しました。

続いて、認定第9号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

認定9号については、委員長報告のとおり認定するにご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定することに決定しました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りします。

町長より、議案第53号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第3号）、同意第17号
只見町特別功労者の表彰につき同意を求めるについて、同意第18号 只見町特別功労
者の表彰につき同意を求めるについて並びに同意第19号 只見町教育委員会委員の選
任につき同意を求めるについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として、以下、日程を繰り下げて審
議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号、同意第17号、同意第18号、同意第19号を日程に追加し、追
加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

[追加議案及び資料配付]

○議長（佐藤孝義君） 配付漏れはありませんか。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第53号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第1、議案第53号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第53号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

まず歳出予算の補正となります。

1条としまして、既定の歳出予算の総額68億8,675万9,000円のうち、43万4,000円を科目更生するものでございます。

2項としまして、歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごと金額並びに補正後の歳出予算の金額につきましては、第1表 岁出予算補正によります。

おめくりをいただきまして、1ページ、歳出予算補正ということで第1表になります。

今回、民生費に43万4,000円を増額をして、予備費、同額を減額する科目更生となります。

2ページについてから事項別明細書になりますが、内容につきましては教育委員会のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） はじめに、本予算提案に至った経過につきまして説明させていただきます。

これまで小学校の統合に関する審議会や一般質問等におきましても、幼・小・中連携した教育の重要性や、それに伴うこども園の施設整備の必要性についてご意見をいただいております。

町といたしましてもこども園の現施設環境を早期に改善する必要があると認識しております。

すので、新たなこども園の整備を進めることを検討してまいりたいと考えております。

このため、只見町子ども・子育て会議設置条例に基づきまして、これからのかども園の在り方や施設整備について調査・審議していただく会議開催等について必要な予算をお願いをさせていただくものです。

それでは、3ページ目の民生費、児童福祉費、1目、児童福祉総務費についてご説明いたします。

1節、報酬につきましては、子ども・子育て会議委員14名及び認定こども園専門委員の12名分の報酬でございます。子ども・子育て会議の開催は2回、認定こども園専門委員会は視察研修を1回予定してございます。8節、旅費につきましては子ども・子育て会議委員の費用弁償及びこども園専門部会の視察研修に係る委員の費用弁償でございます。12節、委託料につきましてはバス等運転委託料として認定こども園専門部会の視察研修に係る予算をお願いしてございます。13節、使用料及び賃借料につきましては視察研修に係る高速道路使用料をお願いするものです。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 予備費を43万4,000円減額をさせて調整をさせていただいております。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 今ほどの説明で、こども園の在り方の審議ということで会議を開いていただけるということで、この会議中、議題にあがっていた（聴き取り不能）すぐ動いてくださったなと思って嬉しく思っております。

それからあの、もうちょっと具体的にお伺いしたいんですけども、これは、この会議によって、何か決定をするとか、町長からの諮問があるとか、そういうことではなくて、この会議を行って、その会議で出た結果をどのように有効利用されるのかお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問ですが、今回、審議いただく内容といたしましては、ソフト面とハード面について審議をいただく予定としております。

まず、ソフト面につきましては、こども誰でも通園制度が令和8年度から、全自治体で本格実施となることから、その運用方法等についてご意見をいただきたいというふうに考えております。

もう1点は、今後の保育所の在り方、そして認定こども園の運営の在り方についてご意見をいただきたいというふうに考えております。

そして、ハード面につきましては、こども園の新たな施設整備を進めるにあたりまして、視察研修等を踏まえて、子ども達に最適な教育、保育の環境についてご意見をいただきまして、今後のその施設整備であるとか、あと、こども誰でも通園制度につきましては、今年度中に条例を制定する必要がありますので、そちらのご意見をいただきながら、今年度中に条例制定のほう、していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 大変スピーディーな対応だと思っておりますが、ということは、この会議のタイムリミットは今年度という認識でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 先ほど説明しました2回というのは年内2回を予定してございます。

視察研修につきましても年内に研修を予定しております。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家忠君） すみません。聞き漏らしておりましたら大変申し訳ございません。

この会、子ども・子育て会議の委員の方の、研修されて、先ほど鈴木議員に質問された内容と同じだと思うんですが、会まとめられて、例えばこの、ハードの内容は、この視察先を観て、こういう機能だとか、この広さだとかが只見町に良いだろうという会の決定が出たものが、町長に答申をされるというお話だったんでしょうか。その、この会の、最初にその意

見がどう活かされるのかというご質問だったんですが、その答弁をちょっと聞き漏らしておりまして、重複するかもしれません、申し訳ございませんが、もう一度お願ひしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思いますが、まずあの、この子ども・子育て会議は、これ、条例で定めているものでございますが、今般、こども誰でも通園制度、これが国のほうで制度化されまして、来年度から、その受け入れをしなければならないということがありますので、その体制を子ども・子育て会議で検討いただくということがあります。

それから、こども園の新たな建て替え、建設が行うことになりますと、受入れの定員数を見直す必要があります。そうしますと、これ、条例ではなくて、子ども・子育て支援法の中で、その認定こども園の利用定員を変更する際には、子ども・子育て会議の意見を聞かなければならぬという規定がございます。そのうえで町が実態に合った定員数を定めて、それに基づいた施設の規模等が決定されますので、そういう流れになって、それを町に報告をしまして、それに基づいて整備計画を進めていくという流れになってございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

○4番（菅家忠君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○教育長（渡部公三君） これはあの、教育委員会のほうで、その法に基づいて、定員であるとか、その施設の在り方を諮問します。諮問したものを受け付けるような、答申いただくような形になろうかなというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 高速道路の利用料が載っていますけれども、視察研修ということで、どこか遠くに行かれる予定だと思うんですが、研修先、もし決まっていれば教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどの視察研修先なんですけれども、現在、決定はしてございません。今、アドバイザーでお越しいただいております古戸先生等にご助言いただきなが

ら、研修先は決定していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君）ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君）これで質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第53号 令和7年度只見町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎只見町特別功労者の表彰につき同意を求めるについて

○議長（佐藤孝義君）次に、追加日程第2、同意第17号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求ることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、1番、中野大徳君の退席を求めます。

[1番 中野大徳君 退席]

○議長（佐藤孝義君）朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君）同意第17号につきまして説明いたします。

只見町特別功労者の表彰につき同意を求めるについて。

次の者を特別功労者として表彰したいので、只見町表彰条例第4条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字叶津字居平443番地の3。氏名、中野大徳。生年月日は記載のとおりでございます。

何卒ご同意賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤孝義君）お諮りします。

本議案は人事案件ですので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君）ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせ先例集の規定に基づき無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

事務局、閉鎖してください。

[議場閉鎖]

○議長（佐藤孝義君）ただ今の出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、6番、平山真恵美君、7番、小沼信孝君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（佐藤孝義君）念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は確認をお願いいたします。

[投票箱点検]

○議長（佐藤孝義君）異常ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君）異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票願います。

次に、2番議員から順番に投票をお願いします。

[投票]

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れはありますか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（佐藤孝義君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。有効投票10票。有効投票のうち賛成10票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第17号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めるについて、
原案のとおり可決されました。

立会人は自席にお戻りください。

議場の出入口を開きます。

[議場開く]

○議長（佐藤孝義君） 中野議員の復席を許可します。

[1番 中野大徳君 復席]

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎只見町特別功労者の表彰につき同意を求めるについて

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第3、同意第18号 只見町特別功労者の表彰につき同意を
求めるについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 同意第18号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求めるにつ

いてご説明いたします。

次の者を特別功労者として表彰したいので、只見町表彰条例第4条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字只見字田中1215番地の1。氏名、目黒邦友。生年月日は記載のとおりでございます。

何卒ご同意賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤孝義君）お諮りします。

本議案は人事案件ですので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君）ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合せ先例集の規定に基づき無記名投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（佐藤孝義君）ただ今の出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、8番、山岸国夫君、9番、矢沢明伸君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（佐藤孝義君）念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は確認をお願いいたします。

[投票箱点検]

○議長（佐藤孝義君）異常ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票願います。

次に、1番議員から順番に投票を願います。

[投票]

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（佐藤孝義君） 選挙の結果を報告します。

投票総数11票。有効投票11票。有効投票のうち賛成11票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第18号 只見町特別功労者の表彰につき同意を求ることについては、

原案のとおり可決されました。

立会人は自席にお戻りください。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎教育委員会委員の選任につき同意を求ることについて

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第4、同意第19号 教育委員会委員の選任につき同意を求ることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 同意第19号 教育委員会委員の選任につき同意を求ることについてご説明いたします。

教育委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字長浜字居廻 513 番地。氏名、酒井真樹子。生年月日は記載のとおりでございます。

何卒ご同意賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤孝義君）お諮りします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君）ご異議なしと認めます。

なお、採決方法については、議会申し合わせに基づき無記名投票で行います。

ただ今の出席議員数は 11 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に、10 番、鈴木好行君、11 番、齋藤猛君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（佐藤孝義君）念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人はお願ひいたします。

[投票箱点検]

○議長（佐藤孝義君）異常ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君）異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票願います。

次に、1 番議員から順番に投票を願います。

[投票]

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（佐藤孝義君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。有効投票のうち賛成 11 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 19 号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることがあります、原案のとおり可決されました。

立会人は自席にお戻りください。

議場の出入口を開きます。

[議場開く]

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について

○議長（佐藤孝義君） 日程第 10、陳情 7-5 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

お諮りします。

陳情 7-5 については、会議規則第 92 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情 7-5 については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情7-5を採択することに賛成の方は起立を願います。

[起立多数]

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

したがって、陳情7-5については採択することに決定いたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りします。

矢沢明伸議員より、発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第5として、以下、日程を繰り下げる審議したいと思いま
すが、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

[追加議案及び資料配付]

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第5、発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

矢沢明伸君。

9番、矢沢明伸君、登壇願います。

[9番 矢沢明伸君 登壇]

○9番(矢沢明伸君) 発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書(案)であります。

提案者、只見町議会議員、矢沢明伸であります。

賛成者につきましては記載のとおりであります。

地方財政の充実・強化に関する意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会規則第14条第2項の規定により提出します。

地方財政の充実・強化に関する意見書(案)。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における…

[「朗読省略」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤孝義君) 朗読省略がございました。

提案者、席にお戻りください。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(佐藤孝義君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(佐藤孝義君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書(案)は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議員の派遣について

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第11、発委第5号 議員の派遣についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、酒井右一君。

酒井右一君、登壇願います。

[議会運営委員会委員長 酒井右一君 登壇]

○議会運営委員会委員長（酒井右一君） 議員の派遣についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり、地方地自法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条により提出いたします。

裏面をご覧いただきたいと思います。

議員の派遣について。本議会は、次のとおり議員を派遣するものとするとして、1、町村議会議員研修会。目的、議会の活性化に資するため。派遣場所、郡山市、ビックパレットふくしま。期間、令和7年10月20日の1日間。派遣議員は只見町議員12名全員でございます。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

自席にお戻りください。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第5号 議員の派遣については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎9月会議以降における正副議長・議員の公務出張等について

○議長（佐藤孝義君） 続いて、9月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りします。

9月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認、指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、議長より発言の許可をいただきましたので、令和7年只見町議会9月会議が散会されるにあたり御礼の言葉を申し上げます。

本9月会議は9月9日から本日までの会期、11日間という長きに亘りまして慎重にご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

一般質問につきましては、8名の方よりご質問をいただきまして、観光面であったり、職

員の確保、人材の担い手確保の面から、それから町の振興計画の評価の在り方であったり、関係人口、子どもの遊び場の課題、また介護・医療関係、小学校、宿泊飲食事業者への支援等々、誠に多岐にわたりご質問いただきました。どれをとっても只見町にとっては課題であり、取り組んでいかなければいけない事柄でございますので、議員各位のご意見・ご提言を改めてしっかりと受け止めさせていただいて、より良い方向を目指して努めてまいる所存でありますので、改めてご指導とご提言のほどよろしくお願ひ申し上げます。

また、一般会計補正予算はじめ各特別会計、事業会計、そして決算認定の各議案につきまして、また条例等につきましても、全て原案どおり可決、ご承認いただきましたこと重ねて御礼申し上げます。

ただし、一般会計の決算につきましては、先ほど決算特別委員会委員長よりご報告ありましたように、交流促進センターの在り方、管理委託料含めた在り方についての誠に現状の厳しい審査結果と、早急に改善策を講じることというご指摘、ご提言をいただいております。

また、委託料及び補助、負担金につきましても同様に、年々、財政事情が厳しくなる中で、その効率的な、効果的な事業に資する事業に取り組むように、また、議会の皆様により充実した審議、審査を賜えるような資料づくり、そういったものに取り組むようにという報告をいただきましたので、これもしっかりと職員の中でまた共有し、末端まで浸透し、そのように努めてまいりたいというふうに思います。

また、事業会計は今年度の決算の時から、従来の会計と違いまして、複式簿記で一部、なかなか、見慣れない書類の編成となっておりますけども、いずれにしましてもやはり、後継者がしっかりといることによって、水道事業につきましては基本、借入金につきましても30年間という設定で国の制度設計がされておりますので、一般会計の事業であれば、基本10年間で借入金を返すんだという事業構成ですが、水道、集排につきましては30年間というスパンで、次世代への負担を求める制度設計になっておりますので、それには次世代の確保ができなければ制度そのものが非常に厳しくなるということは自明の理でありますので、その辺のこと含めまして、より良い方向性、また改善に努めてまいる所存でございます。

また、人事案件等につきましても、全て、提案させていただいたとおりご同意賜りましてありがとうございました。

まだまだ申し上げたいことはございますが、全てこれから今の只見町にとっては大切なことばかりでありまして、避けて通れない課題でありますので、そこは議会の皆様と建設的

な議論をさせていただきながら、只見町にとってより良い方向を見出し、それに向かって努力してまいりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げますとともに、これからの方々の忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

我々も努力してまいります。

結びにあたりまして、これから、昨今、朝夕、非常に涼しくなってきまして、昨晩は窓を開ければ寒くて、本当に風邪を引きそうな状況になってまいりました。暑い夏も峠を越えたなというふうに思いますが、これから益々、寒さが、只見町にとっては厳しい冬の、これから雪が降る季節にまいりますが、まだまだ、今、収穫の時期でありますので、収穫がより良いものとなるよう、皆さんとともに見守っていきたいというふうに思います。

益々のご自愛とご健勝、また引き続きのご提言を賜りますよう心からお願ひ申し上げまして、少し長くなりましたが、9月会議散会にあたっての御礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） 議長からも一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の9月会議は、通算11日間という長い日程でしたが、議員各位のご協力によりまして、予定しておりました日程を終了することができました。

また、決算特別委員会の審議については、いくつかの指摘事項もありましたが、当局の協力により、十分審議を尽くすことができました。

ありがとうございました。

当局におかれましては、監査委員や一般質問で出されました意見あるいは提言並びに決算特別委員会からありました意見等に特に留意され、町民が望む町民のための事務事業の速やかな執行と町政進展に今後もさらにご努力されますようお願いいたします。

議員各位におかれましては、これから秋の収穫の時期を迎える忙しくなります。健康には十分注意され、ご活躍いただきますことをお願い申し上げ挨拶といたします。

ありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 以上で、本9月会議に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、只見町議会9月会議を終了いたします。

ご苦労様でした。

（午前11時07分）